

《居宅介護支援》

事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書、契約書の内容について、利用料金、加算等の記載内容に誤りが見られたり、最新の内容になっていない。</li> <li>・運営規程と重要事項説明書の整合性がとれていない。</li> <li>・重要事項説明書、契約書の同意欄に日付の記載がない。</li> <li>・重要事項説明書について、報酬や加算、利用料等を変更した際に、同意を得ていない（日付がない）。</li> </ul>
《根拠等》 4条	<p>内容及び手続の説明及び同意</p> <p>事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具を貸与している利用者で、軽微な変更により短期目標を延伸する際に、福祉用具貸与の継続の必要性について検討されていない。また記録が残されていない。</li> </ul>
《根拠等》 13条1項22号	<p>指定居宅介護支援の具体的取扱方針</p> <p>介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。</p>
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3表日常生活上の主な活動欄に、日常生活上の主な活動や、家族の介護状況が記載されていない。</li> </ul>
《根拠等》 13条1項3号、4号	<p>指定居宅介護支援の具体的取扱方針</p> <p>介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。</p> <p>介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p>
《根拠等》 介護保険最新情報 Vol.958 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について	<p>3 第3表：「週間サービス計画表」</p> <p>① 主な日常生活上の活動」</p> <p>利用者の起床や就寝、食事、排泄などの平均的な一日の過ごし方について記載する。例えば、食事については、朝食・昼食・夕食を記載し、その他の例として、入浴、清拭、洗面、口腔清掃、整容、更衣、水分補給、体位変換、家族の来訪や支援など、家族の支援や利用者のセルフケアなどを含む生活全体の流れが見えるように記載する。</p>
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月一回利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接をしていない。また、サービス担当者会議を行っていない。</li> </ul>
《根拠等》 13条1項14号	<p>指定居宅介護支援の具体的取扱方針</p> <p>介護支援専門員は、実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連携を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>イ 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>ロ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p>

事例	・訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護・福祉用具貸与を位置付けた割合と同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合を説明していない。
《根拠等》 4条2項	内容及び手続の説明及び同意 指定居宅介護支援事業者は、前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

根拠…指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

### 《地域密着型通所介護》

事例	・概ね6月に1回以上、運営推進会議を開催し、活動状況の報告を行なわれていない。会議であがった要望や助言について記録がない。
《根拠等》 34条1項	地域との連携 指定地域密着通所介護の提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
事例	・居宅サービス計画書に基づいて、通所介護計画書が作成されていない。通所介護計画を作成する前に、アセスメントが行われていない。
《根拠等》 27条1項、2項	地域密着型通所介護計画の作成 指定地域密着通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。 指定地域密着通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
事例	・非常災害対策、苦情処理対応に関する必要な措置、性的言動又は優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることを防止するための措置等が講じられていない。
《根拠等》	非常災害対策 第32条 苦情処理 第3条の36 勤務体制の確保 第30条第4項
事例	・事故発生時の対応について、家族に報告した記録がない。
《根拠等》 35条1項、2項	事故発生時の対応 事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

根拠…指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(第2章の2 地域密着型通所介護)

《小規模多機能型居宅介護》

事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時、医療機関への受診が発生した場合、市へ事故報告が提出されていない。</li> </ul>
《根拠等》 3条の38	<p>事故発生時の対応</p> <p>事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書、契約書の内容について、利用料金、加算等の記載内容に誤りが見られたり、最新の内容になっていない。</li> <li>・重要事項説明書について、報酬や加算、利用料等を変更した際に、同意を得ていない（日付がない）。</li> </ul>
《根拠等》 3条の7	<p>内容及び手続の説明及び同意</p> <p>事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規定、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。</p>
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス計画書（3表）について、本人の日常生活上の活動についての記載がない。</li> </ul>
《根拠等》 74条2項	<p>居宅介護サービス計画の作成</p> <p>介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。</p> <p>指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (居宅介護支援事業所事例の根拠に同じ)</p>
《根拠等》 介護保険最新情報 Vol. 958 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について	<p>(居宅介護支援事業所事例の根拠に同じ)</p>
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営推進会議を中止した際に、関係者にその旨を通知していない。またその記録がない。</li> </ul>
《根拠等》 34条1項	<p>地域との連携</p> <p>指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>

根拠…地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(第4章小規模多機能型居宅介護)

《認知症対応型共同生活介護》

事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3表が利用者毎に作成されていない。</li> <li>・アセスメントが3表に反映されていない。</li> </ul>
<p>《根拠等》</p> <p>98条3項～5項</p>	<p>計画の作成</p> <p>計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。</p> <p>計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>

根拠…地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(第5章認知症対応型共同生活介護)

《地域密着型介護老人福祉施設》

事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所検討委員会を開催する都度、その協議内容が記録されていない。入所検討委員会のメンバーは施設職員以外の者の参加が望ましい。</li> </ul>
<p>《根拠等》</p> <p>134条4項</p>	<p>入退所</p> <p>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。</p> <p>入所に関する検討のための委員会の設置について</p> <p>入所に関する検討のための委員会は、施設長と生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成することとし、施設職員以外の者の参加も求めることが望ましい。</p>
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設サービス計画書のニーズについて、課題分析が反映されていない。</li> <li>・計画作成前に、アセスメントがされていない。</li> </ul>
<p>《根拠等》</p> <p>138条3項～5項</p>	<p>地域密着型施設サービス計画の作成</p> <p>計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p>

根拠…地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(第7章地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)  
指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について